

標準レンタカー貸渡約款

第1章 総 則

(約款の適用)

- 第1条 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人（運転者を含む。以下同じ）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。
なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。
- 第2条 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約にすることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとする。

第2章 貸 渡 契 約

(予 約)

- 第2条 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとする。
- 第3条 前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなす。
- 第4条 第1項の借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

(貸渡契約の締結)

- 第3条 当社は、貸渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みにより、貸渡契約を締結します。
- 第4条 貸渡契約の申込みは、前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとする。
- 第5条 当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けます。

(貸渡契約の成立等)

- 第4条 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したとき成立するものとする。
- 第5条 事故、盗難その他当社の責によらない事由により予約された同種のレンタカーを貸し渡すことができるもの場合は、予約と異なる車種のレンタカー（以下「代替レンタカー」という。）を貸し渡すことができるものとする。
- 第6条 前項より貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなる場合は、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなる場合は、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとする。

- 第7条 借受人は第2項による代替レンタカーの貸渡し申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとする。

(貸渡契約の解除)

- 第5条 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知及び報告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとする。この場合には、当社が前条による受領した貸渡料金を返納しないものとする。
① この約款に違反したとき。
② 借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
③ 第9条各号に該当することとなったとき。

- 第6条 借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、第22条第3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとする。
(不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

- 第6条 レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとする。

- 第7条 借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとする。
(中途解約)

- 第7条 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解除することができるものとする。
- 第8条 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中に返還したいときは、貸渡契約を解約したものとします。

- 第9条 前項よりレンタカーを返還したいときは当社は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとする。
(借受条件の変更)

- 第8条 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾をうけなければならないものとする。
- 第9条 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。
(貸渡契約の締結の拒絶)

- 第9条 当社は借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとする。
① 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。

- ② 酒気を帯びているとき。
- ③ 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- ④ 予約の際に定めた運転者とレンタカー引渡時の運転者が異なるとき。
- ⑤ 過去の貸渡しについて、貸渡料金の支払いを滞滞しているとき。
- ⑥ 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- ⑦ 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。）において、第30条に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- ⑧ チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
- ⑨ 暴力若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- ⑩ 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辭を用いたとき。

(開始日時等)

- 第10条 当社は、第3条第2項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとする。

(貸渡方法等)

- 第11条 当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づき車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとする。
- 第12条 当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等が発見した場合には、交換時の処置を講ずるものとする。
- 第13条 レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局長及び沖繩総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとする。

第4章 貸 渡 料 金

(貸渡料金)

- 第12条 当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸局長及び沖繩総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金をよるものとする。
- 第13条 当社が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡しに付する付帯料金の合計額とします。
(貸渡料金改定に伴う処置)

- 第13条 前条の貸渡料金を第2条による予約をした後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとする。

(定期点検整備)

- 第14条 当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとする。
(日常点検整備)

- 第15条 借受人は、借受け期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとする。

(借受人の管理責任)

- 第16条 借受人は善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとする。
- 第17条 前項の管理責任はレンタカーの引渡を受けるときに始まり、当社に返還したときに終わるものとする。
(禁止行為)

- 第17条 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。
(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
(3) レンタカーを転貸し、又は他の担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造し又は変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等の取扱いをすること。
(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
(7) 当社の承諾を受けなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
(8) レンタカーを沖繩本島以外に持ち出すこと。（電気で結ばれている場合は除く。）
(9) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
(自動車貸渡証の携帯義務)

- 第18条 借受人は、レンタカーの借受期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとする。
- 第19条 借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。

(賠償責任)

- 第19条 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 第20条 当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償するものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとする。

第6章 自動車事故の処置等

(事故処理)

- 第20条 借受人は、レンタカーの借受期間中、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定められるところにより処置するものとする。
① 直ちに事故の状況を当社に報告すること。
② 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
③ 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承認を受けること。

- ④ レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- 第21条 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとする。
- 第22条 当社は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

(補償)

- 第21条 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第19条の損害補償責任を次の限度内において自動車損害賠償責任保険を含む。）
① 対人補償 1名限度額 無制限（自動車損害賠償責任保険を含む。）
② 対物補償 1事故限度額 1,000万円（免責 5万円）
③ 車両補償 1事故限度額 時価額（免責額 マイクロバス 10万円・その他 5万円）
④ 搭乗者補償 1名限度額 1,000万円

- (監督者注) 上記の補償限度額は、標準約款として定められたものを示します。
レンタカー事業者の補償限度額をこれを下回らない限り、借受人に定められております。
- 前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。
- 第23条 当社が第1項の対人補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人は、直ちにその超過額を当社に弁済するものとする。

(故障等の処置等)

- 第22条 借受人は、借受け期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。
- 第23条 借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合は、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとする。

- 第24条 借受人は、レンタカーを貸渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとする。
- 第25条 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとする。
(不可抗力事由による免責)

- 第23条 当社は、天災その他不可抗力の事由により、借受人が借受期間中にレンタカーを返還することができなくなった場合は、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとする。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。
- 第24条 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーを貸渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとする。
当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとする。
(盗難発生時の措置)

- 第24条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したその他の被害を受けたときには、次に定める措置をとるものとする。
(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。(2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
(3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第7章 返 還

(レンタカーの確認等)

- 第26条 借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態を返還するものとする。
- 第27条 当社は、レンタカーの返還に当たって、借受人の立会いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとする。
- 第28条 借受人は、レンタカーの返還に当たって、当社の立会いのうえ、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責を負わないものとする。
(レンタカーの返還時期等)

- 第27条 借受人は、レンタカーを借受期間中に返還するものとする。
- 第28条 借受人は、第8条第1項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いずれか低い方の金額を支払うものとする。
- 第29条 借受人は、第8条第1項による当社の承諾を受けることなく、借受期間を超過した後に返還したときは、次に定めるところより算出した違約料を支払うものとする。
違約料=超過時間×超過料金×100%
(レンタカーの返還場所等)

- 第28条 レンタカーの返還は、第3条第2項により明示した返還場所に返還するものとする。ただし、第8条1項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとする。
- 第29条 借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる送還のための費用を負担するものとする。

- 第30条 借受人は、第8条1項による当社の承諾を受けることなく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとする。
返還場所変更違約料=返還場所の変更によって必要となる送還のための費用×100%
(レンタカーが返還されない場合の処置)

- 第29条 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められたときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被告報告をするとともに、全し協会システムに登録する等の措置をとるものとする。
- 第30条 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの動作等を含む必要な措置をとるものとする。

第8章 雑 則

(消費税)

- 第30条 借受人は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税を別途当社に対して支払うものとする。
(延滞損害金)

- 第31条 借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。
(契約の細則)

- 第32条 当社は、この約款の実施に当り、別に細則を定めることができるものとする。
これは、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行する貸借レシート及び料金表に記載されるものとする。又これを変更した場合も同様とする。
(管轄裁判所)

- 第33条 この約款に基づく権利及び義務について争が生じたときは、当社が本社所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

●個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内（※必ずお読みください）

- ① 個人情報の利用目的について
当社では、個人情報の収集時に公表した利用目的以外の目的でお客様の個人情報を利用することはありません。当社で収集する個人情報の利用目的は以下の通りです。
(当社サービスをご利用の方の個人情報の利用目的)
1) 利用規約、利用料金に基づいた各サービスの利用料金のご請求先として
2) お申し込み、キャンセル時の確認メールの送信先として
3) 当社又は当社が提供する各サービスに関しいただいたお問い合わせに関する内容確認、調査、又はご返信時の参照情報として
4) 当社が提供する各サービスの情報、その他技術的なサポートに関する情報又は新サービス、新商品、機能改善等お客様に有用と思われる情報の告知の送付のため
5) ご登録いただいた個人情報を元に、個人として特定できない範囲において統計情報として集計し、お客様に有用なサービス開発の参考資料として
- ② 個人情報の安全管理について
お客様よりお預かりした個人情報、組織的、物理的、人的、技術的施策を講じることで個人情報への不正な侵入、個人情報の紛失、破壊、改ざん、及び漏えい等を防止いたします。